

令和8年度 「宮崎ひなた生活圏づくり」
地域ワークショップ開催支援業務仕様書

1 目的

「宮崎ひなた生活圏づくり」の一貫として、住民の内発的議論や地域運営組織の形成等に向けた取組を促進するため、市町村と連携し、地域住民による将来人口の見通し等を踏まえた地域課題の共有や、その解決に向けた取組事項の合意形成を支援する。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) 地域におけるワークショップの実施

「ひなたまちづくり応援シート」を活用し、地域住民における将来の人口見通しや地域の課題等を話し合うワークショップを開催する。

- ① 開催回数等 中山間地域に存する2地区において各地区5回程度を標準とする。ただし、地区の状況によって、協議の上決定する。
- ② 時 期 令和8年7月頃から令和9年2月中旬まで
- ③ 対 象 者 主に地域住民。ただし、当該地域で活動する団体等がある場合には、積極的に参画を促すこととする。

④ 留意事項

- ア 県が市町村に対し実施地域の募集を行う。
- イ 実施地区の選定は、市町村の希望等を勘案し、県で行う。ただし、実施可能地区が2地区に満たない場合は、県と連携し地区の洗い出しの協力をする。
- ウ ワークショップの実施に先立ち、県及び関係市町村と参加の呼びかけや進め方等について打ち合わせを行うこと。
- エ 会場設営、備品(映像機器、PC等)や資料・資材の準備、進行、運営を行うこと。
- オ ワークショップの成果として、今後の地区の目標や取組事項等のとりまとめを目標とすること。
- カ ワークショップにおいては、必要に応じて、外部講師の招へいも含め、他地域(他県も含む)の先進事例紹介や実行段階で必要となる知識(資金調達・運営)等についての解説も行うこと。また、既存の地域人口分析ツールを有している市町村については、協議の上、「ひなたまちづくり応援シート」との代用又は併用を可とする。

(2) ワークショップ後のフォローアップの実施

住民主体で、ワークショップで話し合った内容の具体的検討及び地域課題解決の取組を実現できるよう、地域住民及び市町村に対してフォローアップ支援を行う。

- ① 支援回数等 当年度及び前年度にワークショップを実施した地区において1~2ヶ月に1回程度を標準とする。ただし、地区の状況に応じて、地域住民及び市町村等と協議の上決定する。
- ② 時 期 契約締結日から令和9年2月中旬まで
- ③ 支援方法 原則として地区を訪問し、支援を行うこととする。当該支援にあたっては、訪問のみによらず、十分な事前準備を行

い支援にあたること。なお、状況に応じて、地区や市町村の了承の上、オンラインでの実施も可能とする。

④ 留意事項

ア 地域住民及び市町村等と連携し、フォローアップの進め方や内容について打ち合わせを行うこと。

イ ワークショップで出されたアイデアや実施方針について、実現可能性の検討、具体的な実行計画（目標設定、活動内容、実施体制、スケジュール等）の助言を行うこと。また、専門家の紹介、情報提供、計画の軌道修正等、必要に応じて柔軟にフォローアップを行うこと。

ウ 本業務終了後の自走化に向けた支援を行うこと。

エ 支援ごとに実施状況を随時県に報告すること。

(3) とりまとめ、事業実施報告書の作成

記録写真の撮影や内容等の概要など、本業務の実施内容をとりまとめ、事業実施報告書を作成すること。

4 経費

会場費・設備使用料、会場装飾費（看板等）、講師の講演料・謝金、交通費、飲食費及び宿泊費、資料作成費等、実施に要する全ての経費を委託費に含む。

5 成果品等

本業務の成果品等は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施報告書・・・・・・・・ 1部
（製本せず、ドッチファイルに綴じた状態で提出すること）
- (2) 電子データ一式・・・・・・・・ 1式

6 成果品等の納入場所

本業務の成果品等の納入場所は、県が指定する場所とする。

7 その他

- (1) 成果品についての権利は、県に帰属する。
- (2) 資料・成果品の製作にあたって、県・関係市町村等と十分に連絡を取りながら行うこと。
- (3) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は業務を実施する中で、取組の追加や変更の必要が生じた場合は、県と受託者で協議の上、仕様書等の内容を変更することができる。